

小作爭議調查表

No. 44

(月報第 五二五)

(昭和八年六月分)

場 所	關係人員	地主關係團體	原 因	要 求 事 項	備 考	
桑島郡前原町大字浦志五三五	地主 船橋 末吉 小作人 宮本 千代吉	前原町志登地主組合	地主自作農の目的を以て昭和六年三月以降小作人に付し再三土地返還を要求し、地主はこれを拒絶し、昭和七年度付由作と理由を以て小作料七割減を要求したるに於て地主は福	六月廿七日前原町使場にて水争判事、吉村十作、浦志五三五、宮本千代吉、結果下記案件に解決せり	昭和八年五月三〇日 昭和八年六月二七日	
終 熄	關係地 田三紋十九步	小作人 日農九村同盟會 浦支部			一、地主は小作人に付し水争判事、土地返還を一年之儀(三斗四升)とせ、従来通り小作料七割減を承認す。 二、本件土地は、毎年度小作料日其年、翌年一月末日迄納入す。 三、是等理由より、小作人等期限外に於て入札、或は小作地、若し轉貸等とせしむ、場合、小作人、土地條件に於て、地主は地主に返還すべし。 四、小作人の定量は三斗四升儀とす。 五、評川生板一枚を以て、平年作、其平儀以上、場合、割引要求に於て	

財團 協調會 福岡出張所

備 考	
-----	--